

## 第41回大崎上島町公共交通連携協議会 議事要旨

### 【開催概要】

日 時 令和6年2月28日(水) 14時00分～15時00分

場 所 大崎上島町役場本庁 2階大会議室

出席者 16名

団体名	職名等	氏 名	出席者
広島商船高等専門学校	流通情報工学科教授	岡山正人(議長)	○
さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉	○
さんようバス株式会社	従業員代表	佐村 優	○
尾道地区旅客船協会	事務局長	柳井裕志	○
山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治	×
大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫	○
大崎上島町議会	議長	信谷俊樹	○
大崎上島町連合区長会	副会長	山田泰三	○
大崎上島交通問題協議会	会長	閑田大祐	○
大崎上島町商工会	副会長	信谷 裕	○
大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也	○
大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美	×
大崎上島町観光協会	会長	中原幸太(副会長)	×
中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	築山泉美	○
中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井孝司	×
広島県地域政策局	交通対策担当課長	藤井 剛	○(代理 河越信二郎)
竹原警察署	大崎上島分庁舎長	稲田雅之	○
大崎上島町	副町長	小田 博(会長)	○
大崎上島町	地域経営課長	坂田 誠	○
大崎上島町	建設課長	藤原通伸	○

傍聴者 1名

### 【議 事】

#### 1. 開 会

<事務局より、開会宣言>

## 2. 議 題

### (1) 協議事項

#### ① デマンド交通実証運行の実施状況及び令和6年度以降のおと姫バスの運行について

事務局	<資料説明>
議 長	デマンドバスは順調に利用されているようです。特に、高齢者の利用の増加もみられるようですし、ウェブ予約も少しではあるものの増加しているということでした。ご意見やご質問等ございましたら、お願いいたします。
委 員	満車についてですが、予約が一気に入って9人から10人になり、乗れる人数を超えた場合はどうなるのですか。
事務局	事前に予約することになっていますので、先ほどの「満車で予約ができない」というご意見は、電話やスマートフォンで予約をしようとしたときに希望の時間がとれなかったというものです。予約の時点で弾かれるという形になります。
議 長	満車で予約ができないときの時間や曜日等は、何か傾向がみられるのでしょうか。
事務局	満車であることはわかるのですが、その便に予約できなかったという情報はシステム上からは読み取れません。そのため、利用者の声として情報をいただくしか無く、そういった情報を集められてないのが現状です。
議 長	それを集められると対策につながると思います。例えば、「雨の日に学生が使って、需要は増えたけども、本来乗って欲しいお年寄りが乗れなかった」となると本末転倒です。そういった状況がわかると対策になると思います。雨の日や朝時間、何曜日だと予約できないなどの傾向がみえると良いと思います。 続いて、令和6年度以降の運行の考え方について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料説明>
議 長	ご意見やご質問がありましたら、よろしくお願いします。
委 員	満車で利用できないというケースはどのくらいの割合であったのですか。
事務局	システム上で、満車で予約ができなかったデータの確認ができませんので、実際の件数を拾うことが困難な状況です。お声をいただいた件数でいうと、役場の窓口に来られたのが、私の記憶で申し訳ないですが3件程度です。その拾い方を検討していかなければならないと思っています。
委 員	これからデマンドの利用が多くなると思うので、満車の問題は改善しなければならないと考えます。台数を増やす等、検討の余地はあろうかと思えます。
事務局	令和6年度は定時定路線2台、デマンド型2台で運行を行いますが、令和7年度は必要に応じてデマンド化するというイメージです。さんようバス株式会社と人員の確保も含めて協議していきます。
委 員	乗降箇所について教えてください。例えば、バスではフリー乗降区間を設定しているところもあるようですが、デマンドバスの場合でも、降りる箇所だけでも、ルート上であれば多少融通が利くようにすることは難しいでしょうか。難しければ理由だけ教えてくださいいただければ結構です。
事務局	制度上は、乗降ポイントは停留所に限らず、自由に設定することが可能です。今は実

	証運行中ということもありバス停に限っています。
委員	新年度からはこれをアピールポイントにするのが良いかと思えます。乗車はどうしてもポイントを決めていなければ困るでしょうが、お年寄りが買物等された際に、降車したポイントの100m先に家がある場合もあります。交通量の問題がありますので、幹線についてはそうはいかないとは思いますが、考えられるのであれば次回に活かしてもらえればと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。現状、タクシー事業者と調整も行った上で、実証運行へのご理解をいただいています。引き続き、そういった調整もしながら、検討していきたいと思っています。

## ②高速船のあり方に係る対応案について

事務局	<資料説明>
議長	運航事業者との協議結果によると、船員の高齢化、若手社員の雇用の確保が非常に困難であり、今後も維持することは難しいという意向があるようです。また、運航経費の試算の結果、色々なパターンを考慮したにも関わらず大きな削減効果は無さそうだったようです。運航継続の判断につきましては、最終的には事業者の意向によりますが、利用者数、収入が減少傾向にある中で、今後これまで以上に運航維持が難しくなるのではないかと示されたと思います。こういったことから高速船の運航に係る町の赤字補填を、令和6年度末をもって終了する方向で考えたいということでした。皆様のご意見、ご質問についてお聞きしたいと思います。
委員	赤字の状況とそれに対する改善策が示されましたが、昨年、同じくしまなみ海運株式会社が運航している明石小長航路のフェリーが廃路になるかもしれないという、地元の住民にとっては非常に危機感を覚えることが発生しました。これを受けて、高速船が議題にあがってきています。町議会においても既に、高速船とフェリーが同じ航路を運航しているものについては整理して、人も物資も運べるフェリーに集約してはどうかという意見が多数出ています。私はその方向で進むべきではないかと考えています。
議長	フェリーのことも考えると、高速船の維持は困難であろうということだと思います。非常に大きな決断でありますので、色々なご意見をお伺いできればと思います。
委員	既存利用者への特別な支援ということですが、具体的にどういったことを想定されていますか。
事務局	本日、何らかの方向性が出たとして、それがもし休止の方向になったとしましたら、まず地元の方に説明させていただきます。その際には併せてデマンドバスの充実も含めて、そちらへ移行できるような形で啓発を行っていきたく考えています。
委員	高速船が運航している時間帯に、デマンドバスが連絡できるような調整ですか。
事務局	デマンドバスの利用は予約型ですので、デマンドバスを利用してフェリーに連絡いただくようなお話をさせていただこうと思っています。
委員	高速船では竹原港から明石港まで30分くらいなので、デマンドバスを利用して同じような時間にするような調整は難しいと思います。

事務局	デマンドバスの充実については、現行2台で運行しているものを最大4台までは拡充することが可能と思っています。これについては運行事業者と調整をさせていただきたいと思っています。
委員	良い形で出来るようになればと思います。
委員	デマンドバスで対応されると思いますが、例えばフェリー乗り場まで行きたい場合、逆算して30分以内に予約しておけばフェリーに間に合うと考えていても、途中で予約がどんどん入り間に合わなくなる、といった状況が生じないように、ぜひ対策を考えていただきたいです。
事務局	デマンドバスの性質としまして、やはり10分程度の誤差が生じることはご了解いただいた上で、なるべく意向に沿えるような形でできるよう調整します。
委員	「3 今後の方向性（案）」では、町としては運航事業者と協議の上、令和6年度末をもって赤字補填を終了する方向で協議するという事になっています。ということは、令和7年3月末を持って高速船の航路は休廃止という理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい、その通りです。
委員	休止となっていますが廃止とは違うのですか。
事務局	廃止ではなく休止です。
委員	休止ということは一旦止めるということで、復活できるということですか。
事務局	すぐには出来ると考えていませんが、一旦休止して、船舶を所有している事業者が今後対応できることがあればそのまま復活も可能性がございます。
委員	休止についてですが、高速船の竹原-大長航路は海上運送法の指定区間であり6か月前までの届け出が必要になります。来年の3月31日に航路を休止するのであれば、今年の9月末までには中国運輸局に休止届が必要になります。
事務局	しまなみ海運株式会社とは協定を締結しており、休止する場合は6か月前より通告することになっています。そういったことも含めて調整していきます。
委員	<p>航路は大崎上島町だけで完結するものではなく、竹原市、呉市とも関連していますが、協議などの状況を教えていただきたいです。また、この航路は国で定めた指定区間となっています。指定区間というのは離島、その他の地域住民が日常生活や社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、関係する都道府県知事の意見を聞いて国土交通大臣が指定する区間というものです。その区間の運航については中国運輸局長で船舶の運航計画のサービス基準を定めています。6か月前までの届出が必要であるということですが、関連して明石小長航路フェリーのサービス基準が旅客船とフェリーを合わせて12往復と決まっています。フェリーだけになりますと、平日で10往復、土日祝で9往復ということで現状のままでは基準を満たせなくなります。もし高速船を休止される場合はフェリーを増便する、又はサービス基準を見直す手続きが必要になるため、確認していただきたいです。</p> <p>また、先ほど休止から復活の可能性もあるというお話でしたが、事業者としても船員の確保が難しい、町の予算も厳しいというお話から事実上復活は非常に難しいということは、住民の方にはご理解いただいた方が良くと思います。</p>

事務局	<p>近隣自治体との連携について、呉市とは明石小長航路フェリー廃路の問題があった際に、国、県、大崎上島町、呉市の4者会議で何度も協議を重ねた経緯があります。フェリー復活後も継続して意見交換をしています。連携協議会の結果も含めて共有しており、今後も方向性が決まりましたら、継続して情報交換をしながら進めています。竹原市についても同様にフェリーの問題以降、高速船のあり方について都度、情報共有をしています。いずれも交通担当課にお話ししています。</p> <p>サービス基準について、フェリー廃路問題後、フェリーを減便することになりました。当時は高速船も運航していましたのでこのサービス基準は満たされていましたが、今回高速船を休止する場合は、呉市を含めて協議していきます。</p> <p>休止については、おっしゃる通り船員の確保が非常に難しいということもありますが、昨今の自律航行技術がどこまで進歩するかは分かりませんが、それを踏まえて航路の復活は全くのゼロではないと認識しています。</p>
議長	<p>実際に航路を休止することになれば、予期せぬようなことが出てくるかもしれません。色々と議論しながら進めていければと思います。</p> <p>それでは、他に無いようでしたらご了承いただいたということでよいでしょうか。</p>
一同	<異議なし>

### 3. 閉会

以上